

事務連絡
令和4年11月22日

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

再エネ賦課金減免制度の活用と申請期限について（お知らせ）

電力多消費事業者の国際競争力の維持・強化の観点から、要件を満たす事業所については、経済産業大臣の認定を受けることにより、賦課金の減免措置の適用を受けることができます。

令和4年度申請分（令和5年度適用分）の賦課金減免制度の申請締切りについては、今月末（11月30日（水））が締切りとなっているところ、改めて申請期限の周知させていただきます。

記

■賦課金減免制度の申請期限のご案内（申請締切）

2022(令和4)年度の申請期間は、

【2022(令和4)年11月1日(火)～2022年(令和4)年11月30日(水)23:59迄】です。

期間終了後は一切申請を受け付けることはできませんので、期限を遵守してください。

■申請事業の原単位の算出の注意

昨今のエネルギー価格や原材料価格の高騰等に伴い、ご相談が増えています。以下の概要資料をご確認の上、申請要件をご確認ください。なおご不明な点は下記にお問い合わせ・ご相談ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/kaisei/gen_gaiyou.pdf

本件の問い合わせ先

◆減免申請に係る申請全般について

減免認定申請ヘルプデスク（設置期間：2022年8月29日（月）～2022年12月28日（水））

お問い合わせフォーム：<https://www.fit-genmen.go.jp/genmen/ds001/entry>

電話：050-8892-6042（平日9:20～17:20）

◆減免申請に係るご相談について

以下の各地方経済産業局窓口一覧をご確認の上、ご連絡ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/contact.html#top

以上